| 女川原子力 | 発電所第2号機 工事計画審査資料 |
|-------|-------------------------------------|
| 資料番号 | 02-補-E-01-0100-6-3 改 <mark>9</mark> |
| 提出年月日 | 2023 年 7 月 <mark>19</mark> 日 |
| 【凡例】 | : 前回ヒアリング資料からの変更箇所 |

補足-100-6-3 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について

2023年7月

東北電力株式会社

1. 目的

非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B 及び T46-F003A, B)について,要目表に弁箱厚さが公称値で 記載されていたことから,他の主要弁と記載の整合を図るため要目表の弁箱厚さについて腐食代を考 慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する。

なお、T46-F001A, B の要目表の最高使用圧力の記載が範囲を示す記載となっていたこと並びに T46-F001A, B 及び T46-F003A, B の 弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載がなかったことから<mark>要目表の</mark>記載 置化する。また、当該弁はクラス2弁として設計されているが、基本設計方針の主要設備リストに当該 弁の機器クラスが「クラス4」と記載されていたことから「クラス2」に記載を適正化する。

2. 要目表の記載の変更の概要

非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B 及び T46-F003A, B)の弁箱厚さについて,腐食代を考慮した 寸法(設計確認値)へ記載を変更する。なお、T46-F001A, B の最高使用圧力が範囲を表す記載となって いたこと並びに T46-F001A, B 及び T46-F003A, B の 弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載がなかったことか ら記載を適正化する。

変更点は以下のとおりである(添付資料1~5参照)。

- (1) T46-F001A, B 及び T46-F003A, B の 弁箱厚さを設計確認値へ記載変更 <要目表変更前欄> <要目表変更後欄> (mm) (mm) (2) T46-F001A, B の最高使用圧力, 弁ふた厚さ及び弁ふた材料の要目表変更前欄の記載の適正化 <要目表変更前欄> <要目表変更後欄> (最高使用圧力)-23.5~13.7 ⇒ 13.7, -23.5 変更なし (弁ふた厚さ) - ⇒ (mm) 変更なし (弁ふた材料) $- \Rightarrow$ S25C 変更なし (3) T46-F003A.B の弁ふた厚さ及び材料の要目表変更前欄の記載の適正化 <要目表変更前欄> <要目表変更後欄> <mark>(弁ふた厚さ)</mark> − ⇒ (mm) 変更なし <mark>(弁ふた材料) −</mark> ⇒ S25C 変更なし
- 3. 要目表の記載の変更の必要性

弁箱厚さについて公称値で記載されていたことから他の主要弁との記載の整合を図るため腐食代を 考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する必要がある。

なお,T46-F001A,Bの最高使用圧力について-23.5~13.7kPaと記載しており最高使用圧力に範囲が あるような記載となっていたこと並びにT46-F001A,B及びT46-F003A,Bの 弁ふた厚さ及び弁ふた材料 の記載がなかったことから,他の主要弁と記載の整合を図るため記載を適正化する必要がある。

4. 基本設計方針の記載の変更の概要

非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B 及び T46-F003A, B)について原子炉格納施設の基本設計方針(主要設備リスト)の機器クラスを「クラス4」から「クラス2」へ記載を適正化する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

5. 基本設計方針の記載の変更の必要性

非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B 及び T46-F003A, B)は、建設時からクラス2 弁として設計さ れていたが、原子炉格納施設の基本設計方針(主要設備リスト)の機器クラスにおいて「クラス4」と 記載されており「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第二条(定義)にお いてもクラス2 弁として扱うべき弁であることから「クラス2」へ記載を適正化する必要がある。

6. 設工認手続きについて

本手続きでは,要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する。 なお,T46-F001A,Bの最高使用圧力の記載が範囲を持った記載となっていたこと並びにT46-F001A,B及 びT46-F003A,Bの弁ふた厚さ及び弁ふた材料が記載されていなかったこと について記載を適正化する。 また,原子炉格納施設の基本設計方針(主要設備リスト)の当該弁に関する機器クラスの記載を適正化 する。

本変更は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第一において、圧力低減設備その他の安全設備に係るものの「改造」に該当することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第2項に基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請が必要となる。

7. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について

設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり,技術基準規則の条文ごとに,該当する適合性確 認の要否を整理した結果を添付資料6に示す。

8. 添付すべき資料の整理

本手続きによる設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付すべき書類は,「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて,下欄に記載される添付書類を 添付する必要がある。

ただし,別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定が あるため,添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料7,8に示す。

以 上

- 添付資料1:非常用ガス処理系主要弁の要目表(今回変更認可申請資料)
- 添付資料2:原子炉格納施設の主要設備リスト(今回変更認可申請資料)
- 添付資料3:非常用ガス処理系主要弁構造図(今回変更認可申請資料)
- 添付資料4:非常用ガス処理系の系統図(今回変更認可申請資料)
- 添付資料5:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)
- 添付資料6:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果
- 添付資料7:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果
- 添付資料8:設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について
 ・ス処理系 主要弁)
- 参考資料1:非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A,B)の最高使用圧力に係る設計

| (7) 放射性物質濃度制御設備 a. 非常用ガス処理系 ヌ 主要弁(常設) | ↓び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器 ⊨ | 循環設備 | |
|---|-------------------------------|-----------------------------|----------|
| | | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 名 称 | \$ | Г46-F001А, В | |
| 種 類 - | - | 止め弁 | |
| 最高使用圧力 kF | Pa 13 | . 7, <mark>-23. 5 *1</mark> | 変更なし |
| 最高使用温度 🕻 | c | 100 | |
| 主 呼 び 径 - | | 300Л | |
| 主 <u>呼 5 往 -</u> 要 子 箱 厚 さ m | Im | | *2 |
| 法 弁 ふ た 厚 さ m | im 🗌 | * <mark>1</mark> | |
| 材 弁 箱 - | - | SCPH2 | |
| 材 开 和 - 料 弁 ふ た - | - | \$25C* ³ | |
| 駆 動 方 法 - | - | 空気作動 | |
| 個数 | _ | 2 | |
| 系 統 名 取 (ライン名) - | - T46-F001A 非常用ガス処理系A系 | T46-F001B 非常用ガス処理系B系 | 変更なし |
| 付 設 置 床 - | 原子炉建屋 0. P. 33. 20m | 原子炉建屋 0. P. 33. 20m | |
| 区画番号 | - | | |
| 所 溢水防護上の配慮 _ が 必要な高さ _ | - | | |
| 記* :記載の適正化を行う。 場 | 光工事計画書には「-23.5~13.7」と記載。 | | |

*2 : 設計確認値を示す。 *3 : 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

: 手続き対象

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

7-3-(7)-a-2

| | | 変 更 前 | Ī | 変 更 後 |
|--|-----|-------------------------|-------------------------|-------|
| 名 | 称 | T46-F003A, | В | |
| 種類 | - | 止め弁 | | |
| 最高使用圧力 | kPa | 23. 5 | | 変更なし |
| 最高使用温度 | °C | 140 | | |
| 主 呼 び 径 | - | 300A | | |
| 主 w び 径 要 寸 法 か 箱 厚 さ た 厚 さ | mm | | | *1 |
| 法 弁 ふ た 厚 さ | mm | | *2 | |
| 材 弁 箱 | | SCP112 | | |
| 材 井 相 料 弁 ふ た | | S25C*2 | | |
| 駆 動 方 法 | - | 電気作動 | | |
| 個数 | - | 2 | | |
| 系 統 名 取 (ライン名) | - | T46-F003A 非常用ガス処理系A系 | T46-F003B 非常用ガス処理系B系 | 変更なし |
| 付 設 置 床 | — | 原子炉建屋 0. P. 22. 50m | 原子炉建屋 0. P. 22. 50m | |
| 溢水防護上の 区画番号 | - | R-2F-1-1 | R-2F-1-1 | |
| 所 溢水防護上の配慮 が 必 要 な 高 さ | - | 床上0.13m以上 | 床上0.13m以上 | |

注記*1 :設計確認値を示す。

*2 : 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

: 手続き対象

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

7-3-(7)-a-3

添付資料2:原子炉格納施設の主要設備リスト(今回変更認可申請資料)

| Γ | | | | | | 変 | 更前 | r | | | | 変更後 | 2 | | | |
|--------|-----------|------------|--------------------|--|--|--------------------------------|------------------------------------|------------------|---------------------------------------|----------|------------|----------------|-------------|------|--|------|
| | 設 | 系 | | | | 設計基準対象施設*' 重大事故等 | | 故等対処設備*1 | 投備*1 | | 設計基準対象施設*1 | | 重大事故等対処設備*1 | | | |
| | 設備区分 | 系統名称 | 機器₽ | 5分 | 名称 耐震 重要度 分類 機器クラス 設備分類 重大事故等 機器クラス | | | 名称 | 耐震 重要度 分類 | 機器クラス | 設備分類 | 重大事故等 機器クラス | | | | |
| の安全 | 圧力低減設備その他 | | 原子炉格納容器 | 主配管 | 原子炉格納容器配管貫通部(X-215B) | - | - | 常設/防止 (DB 拡張) | SA クラス 2 | | | 変更なし | | | | |
| 二部備 | 収備その他 | ード) ード) | 安全設備 | THCH | 原子炉格納容器配管貫通部 (X-215B) 〜サ プレッションプール水冷却配管 B 系開放 端 | - | 3 | 常設/防止 (DB 拡張) | SA クラス 2 | | | 変更なし | | | | |
| | | | | 加熱器 | 非常用ガス処理系空気乾燥装置 | S | - | | - | | | 変更なし | | | | |
| | | | | 主要弁 | Т46-F001А, В | S | クラス 2*6 | | | | | 変更なし | | | | |
| 7-4-89 | 压 | | | | Т46-F003А, В | S | クラス 2*6 | | | | | 変更なし | | | | |
| | 力低減設 | | 制御設備及び可 燃性ガス濃度制 | 放射性物質濃度 制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格 | 制御設備及び可 燃性ガス濃度制 | | T48-F045~非常用ガス処理系空気乾燥 装置入口配管合流点 | S | クラス4 | | - | | | 変更なし | | |
| | 設備その | ガ | | | | 燃性ガス濃度制 | 燃性ガス濃度制 | | 非常用ガス処理系空気乾燥装置入口配 管合流点〜非常用ガス処理系排風機 | S | クラス4 | 常設/緩和 | SA クラス 2 | | | 変更なし |
| | 他の安会 | ス処理系 | | Training Marcalantia | 原子炉建屋内~非常用ガス処理系排風 機入口配管合流点 | S | クラス4 | 常設/緩和 | SA クラス 2 | | | 変更なし | | | | |
| | の安全設備 | | | | 主配管 | 非常用ガス処理系排風機〜非常用ガス 処理系フィルタ装置 | S | クラス4 | 常設/緩和 | SA クラス 2 | | | 変更なし | | | |
| | | | | | 非常用ガス処理系フィルタ装置〜非常 用ガス処理系フィルタ装置出口配管合 流点 | S | クラス4 | 常設/緩和 | SA クラス 2 | | | 変更なし | | | | |
| | | | | | 非常用ガス処理系フィルタ装置出口配 管合流点〜排気筒 | S | クラス4 | 常設/緩和 | SA クラス 2 | | | 変更なし | | | | |

表1 原子炉格納施設の主要設備リスト(32/42)

ы

: 手続き対象

表1 原子炉格納施設の主要設備リスト(42/42)

| | | | | | 変 | 更前 | ~ | | | 1. | 変更後 | | |
|---------|----------|---------|---------------|--------------------------------|-----------------|-------------|------------------|----------------|------|-----------------|-------|-------------|----------------|
| #0 | <i>.</i> | | | | 設計基準対象施設* | | 重大事故 | 重大事故等对処設備*1 | | 設計基準対象施設*1 | | 重大事故等対処設備*1 | |
| 設備区分 | 系統名称 | 機器区分 | | 名称 | 耐震 重要度 分類 | 機器クラス | 設備分類 | 重大事故等 機器クラス | 名称 | 耐震 重要度 分類 | 機器クラス | 設備分類 | 重大事故等 機器クラス |
| | | | | 蜜素供給用ヘッダ | | | 可搬/防止 可搬/緩和 | SA クラス 3 | | 1 | 変更なし | | |
| 圧力 | 原子 | | 主配管 7逃がし装置 | 可搬型窒素ガス供給装置接続管 | — | - | 可搬/防止 可搬/緩和 | SA クラス 3 | 変更なし | | | | |
| 圧力低減設備そ | 原子炉格納容器フ | | | 取水用ホース(250A:5m,10m,20m) | | <u>1000</u> | 可搬/防止 可搬/緩和 | SA クラス 3 | | | 変更なし | | |
| 備その他 | 1 | 圧力逃がし装置 | | 送水用ホース(300A:2m,5m,10m,20m,50m) | - | - | 可搬/防止 可搬/緩和 | SA クラス 3 | | | 変更なし | | |
| 他の安全設備 | ルタベ | | | 注水用ヘッダ | - | 1 | 可搬/防止 可搬/緩和 | SA クラス 3 | | | 変更なし | | |
| 設備 | ント系 | | | 送水用ホース(65A:20m) | - | - | 可搬/防止 可搬/緩和 | SA クラス 3 | | | 変更なし | | |
| | | | フィルター | フィルタ装置*5 | | | 常設耐震/防止 常設/緩和 | SA クラス 2 | | | 変更なし | | |

注記*1 :表1に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「8 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格」の「表1 原子炉本体の主要設備リスト 付表1」による。

*2:本設備は記載の適正化のみ行うものであり、手続き対象外である。

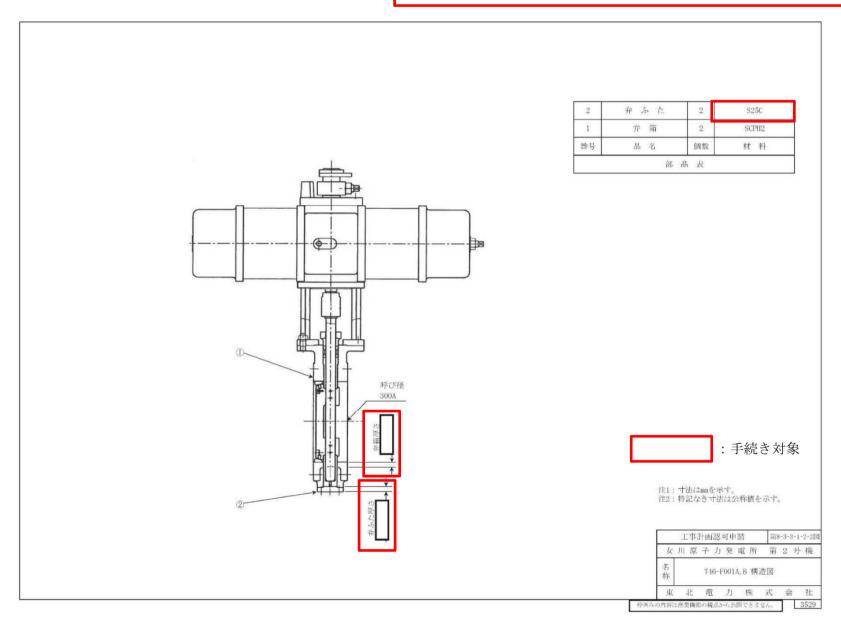
*3:装置内配管がクラス3,それ以外はクラスなし。

*4: 本設備は、フィルターとして使用するフィルタ装置と同一機器である。 *5: 本設備は、容器として使用するフィルタ装置と同一機器である。

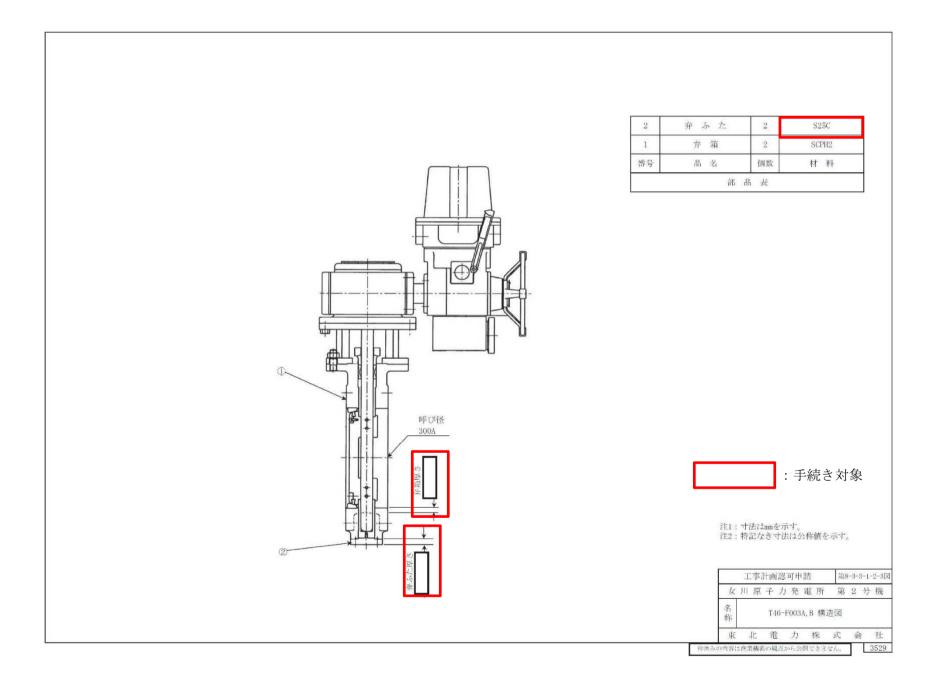
*6 :既工事計画書にはクラス4と記載。従来よりクラス2で設計していることから記載の適正化を行う。

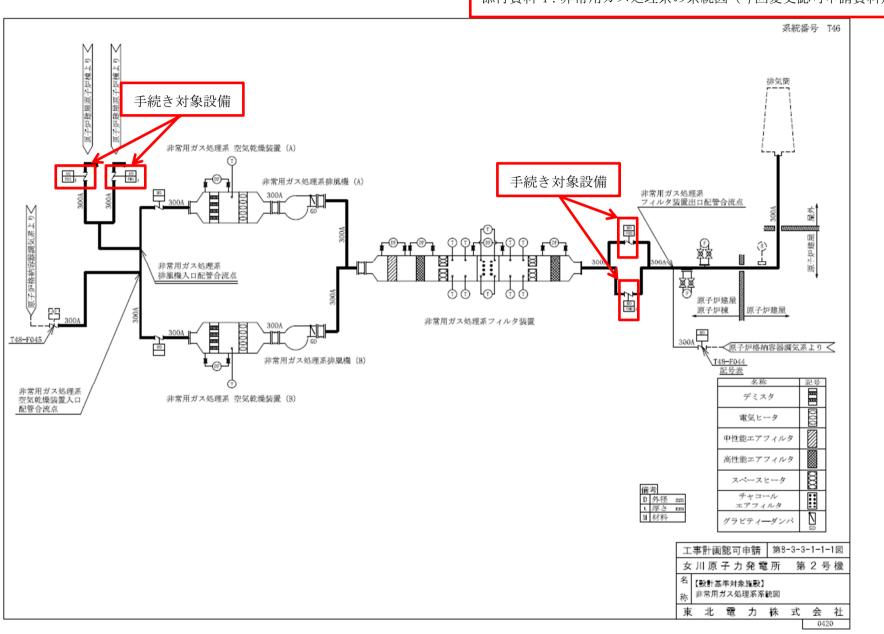
7-4-99

添付資料3:非常用ガス処理系主要弁構造図(今回変更認可申請資料)

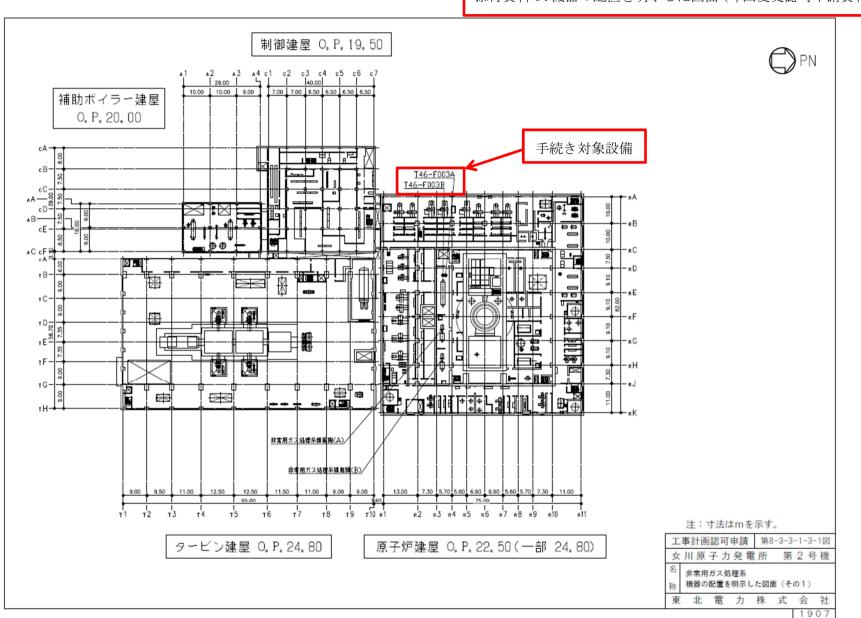


 \neg

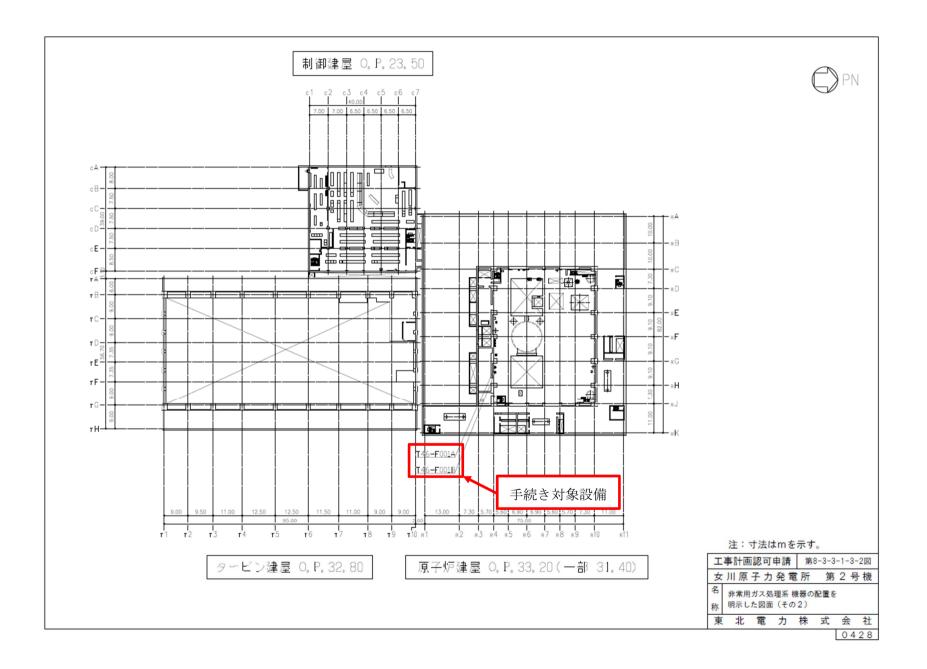




添付資料4:非常用ガス処理系の系統図(今回変更認可申請資料)



添付資料5:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)



△:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文 ×:適用を受けない条文

| - | | | ×:適用を受けない条文 | |
|------|------------------------------|--------|--|---|
| | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| 第4条 | 設計基準対象施設の地盤 | Δ | 本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,設計基準対象施設の地盤については,令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可 された設計及び工事の計画(以下「既工事計画」という。)において適合性が確認されており,本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,当該 設備の設置場所,自重及び運転時の荷重の変更を伴うものではなく,設計基準対象施設の地盤に対して影響を及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。 | - |
| 第5条 | 地震による損傷の防止 | 0 | 本設備は,耐震重要度分類Sクラスに分類され,それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確認が必要であり,本条文に適合していることの確認が必要であるため, 審査対象条文となる。耐震重要度分類Sクラスの地震力に耐えうる設計であることを,右記の申請書類で確認し,本条文に適合していると判断した。 | ・工事計画 ・耐震性に関する説明書 |
| 第6条 | 津波による損傷の防止 | Δ | 本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,津波による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,当該設備の設置場所や津波防護施設の変更を行うものではなく,津波による損傷の防止に係る設計に対して影響を 及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。 | - |
| 第7条 | 外部からの衝撃による損傷の防 止 | Δ | 本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,外部からの衝撃による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続 きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,当該設備の設置場所や外部からの衝撃に対する防護措置の変更を行うものではなく,外部からの衝撃によ る損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。 | - |
| 第8条 | 立入りの防止 | Δ | 工場等に係る要求であることから,適用条文となるが,立ち入りの防止については,工場,事業所(発電所)に対する要求であり,既工事計画において適合性が確認さ れており,本申請は,立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり,既設計に影響を与えるものではないことから,審査対象条文とならない。 | _ |
| | 発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止 | Δ | 工場等に係る要求であることから,適用条文となるが,発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については,工場,事業所(発電所)に対する要求であり, 既工事計画において適合性が確認されており,本申請は,人の不法な侵入・不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり,既設計に影 響を与えるものではないことから,審査対象条文とならない。 | _ |
| 第10条 | 急傾斜地の崩壊の防止 | × | 女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第11条 | 火災による損傷の防止 | Δ | 本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,火災による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,当該設備の設置場所や既工事計画の火災影響評価及び火災防護設備の変更を行うものではなく,火災による損傷 の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。 | _ |
| 第12条 | 発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止 | Δ | 本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが, 溢水による損傷の防止については, 既工事計画において適合性が確認されており, 本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの, 当該設備の設置場所や既工事計画の溢水評価及び浸水防護設備の変更を行うものではなく, 発電用原子炉施設 内における溢水等による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため, 審査対象条文とならない。 | _ |
| 第13条 | 安全避難通路等 | Δ | 本設備は,発電用原子炉設備であることから,適用条文となるが,安全避難通路等については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて既工 事計画から要目表の記載の変更をするものの,当該設備の設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく,安全避難通路等に係る設計に対 して影響を及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。 | _ |
| 第14条 | 安全設備 | 0 | 本設備は,技術基準規則第2条第2項第9号ハ(工学的安全施設)に掲げる安全設備であることから,多重性又は多様性及び独立性(技術基準規則第14条第 1項)並びに環境条件(技術基準規則第14条第2項)について適合性の確認が必要であり,変更を行う設備が通常運転時,運転時の異常な過渡変化及び設計基 準事故等において,必要な機能が,発揮できることを確認する必要があるため,審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを,右記の申請書類で確認し,本条文 に適合していると判断した。(本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。) | ・工事計画 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使 用される条件の下における健全性に関する 説明書 |

△:適用条文であるが,既に適合性が確認されている条文
 ×:適用を受けない条文

| | | | ×:週用を受けない余义 | |
|------|-------------------------|--------|--|---|
| | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| 第15条 | 設計基準対象施設の機能 | 0 | 本設備は,設計基準対象施設であり,設計基準対象施設の機能として,保守点検を含めた試験・検査性(技術基準規則第15条第2項)及び共用(技術基準規 則第15条第5項)について,適合性の確認が必要であり,審査対象条文となる。悪影響防止及び保守点検を含めた試験・検査性が確保されている設計であることを, 右記の申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。 なお,設計基準対象施設の機能のうち内部発生飛散物による影響(技術基準規則第15条第4項)について,本設備は防護対象となるため適用項となるが,既工事 計画において適合性が確認されており,本工事において既工事計画から内部発生飛散物による影響に係る設計内容に変更はなく,当該設備の設置場所の変更や内部 発生飛散物による影響に係る防護措置の変更を行うものではなく,内部発生飛散物による影響に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため,審査対象項とはなら ない。(本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。) | ・工事計画 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使 用される条件の下における健全性に関する 説明書 |
| 第16条 | 全交流動力電源喪失対策設備 | × | 本設備は、全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから、適用条文とはならない。 | - |
| 第17条 | 材料及び構造 | 0 | 本設備は, クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため, 審査対象条文となる。クラス2機器として, 必要な機械的強度等を有してい ることを, 右記の申請書類で確認し, 本条文の規定に適合していると判断した。 | ・工事計画 ・強度に関する説明書 |
| 第18条 | 使用中の亀裂等による破壊の防 止 | Δ | 本設備は, クラス2機器であり適用条文となるが, 使用中の亀裂等による破壊の防止については, 維持段階での要求であるため, 設計段階においては審査対象条文とな らない。 | - |
| 第19条 | 流体振動等による損傷の防止 | × | 本設備は、一次冷却系統(炉心を直接冷却する冷却材が循環する回路)に該当しないことから、適用条文とはならない。 | _ |
| 第20条 | 安全弁等 | × | 本設備に安全弁等が含まれないため、適用条文とはならない。 | _ |
| 第21条 | 耐圧試験等 | Δ | 本設備は, クラス2機器であり適用条文となるが, 耐圧試験等については, 検査段階での要求であり, 設計段階において審査対象条文とならない。 | _ |
| 第22条 | 監視試験片 | × | 本設備は、原子炉圧力容器ではないことから、適用条文とはならない。 | _ |
| 第23条 | 炉心等 | × | 本設備は、炉心等に該当しないことから、適用条文とはならない。 | _ |
| 第24条 | 熱遮蔽材 | × | 本設備は、熱遮蔽材に該当しないことから、適用条文とはならない。 | _ |
| 第25条 | 一次冷却材 | × | 本設備は,一次冷却材に該当しないことから,適用条文とはならない。 | _ |
| 第26条 | 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備 | × | 本設備は,燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第27条 | 原子炉冷却材圧カバウンダリ | × | 本設備は、原子炉冷却材圧カバウンダリに該当しないことから、適用条文とはならない。 | _ |
| 第28条 | 原子炉冷却材圧カバウンダリの 隔離装置等 | × | 本設備は,原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。 | _ |
| | | | | |

○: ごごになってあるが, 既に適合性が確認されている条文 ×: 適用を受けない条文

| | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理由 | 適合性を確認するための申請書類 |
|------|----------------------|--------|--|-----------------|
| 第29条 | 一次冷却材処理装置 | × | 本設備は,一次冷却材処理装置に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第30条 | 逆止め弁 | × | 本設備は,放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第31条 | 蒸気タービン | × | 本設備は,蒸気タービンに該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第32条 | 非常用炉心冷却設備 | × | 本設備は、非常用炉心冷却設備に該当しないことから、適用条文とはならない。 | - |
| 第33条 | 循環設備等 | × | 本設備は,循環設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第34条 | 計測装置 | × | 本設備は, 計測装置に該当しないことから, 適用条文とはならない。 | - |
| 第35条 | 安全保護装置 | × | 本設備は、安全保護装置に該当しないことから、適用条文とはならない。 | - |
| 第36条 | 反応度制御系統及び原子炉停 止系統 | × | 本設備は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから、適用条文とはならない。 | - |
| 第37条 | 制御材駆動装置 | × | 本設備は、制御材駆動装置に該当しないことから、適用条文とはならない。 | - |
| 第38条 | 原子炉制御室等 | × | 本設備は,原子炉制御室等に該当せず,また技術基準規則第38条第2項の操作性について,本設備は中央制御室で操作する機器であるものの,本要求は原子炉 制御室内の警報装置、機械器具を操作する装置及び機械器具の動作状況を表示する装置(ポンプの起動・停止状態,弁の開閉状態)に対する要求であり,本設備 への要求ではないため適用条文とはならない。(本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。) | - |
| 第39条 | 廃棄物処理設備等 | × | 本設備は,廃棄物処理設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第40条 | 廃棄物貯蔵設備等 | × | 本設備は,廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第41条 | 放射性物質による汚染の防止 | × | 本設備は,放射性物質による汚染の防止に係る設備に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第42条 | 生体遮蔽等 | × | 本設備は、生体遮蔽等に係る設備に該当しないことから、適用条文とはならない。 | - |
| 第43条 | 換気設備 | × | 本設備は,換気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。 | _ |

△:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文

| × | : | 適用を受けない条文 | |
|---|---|-----------|---|
| | | | 1 |

| | T | | ×:適用を受けない条文 | |
|------|---------------------|--------|--|---|
| | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| 第44条 | 原子炉格納施設 | 0 | 本設備は,原子炉格納施設のうち技術基準規則第44条第1項第4号に規定する設備であるため審査対象条文となる。気体状放射性物質を低減できることを,右記の 申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。 | ・工事計画 ・設定根拠に関する説明書 ・原子炉格納施設の設計条件に関する説 明書 |
| 第45条 | 保安電源設備 | × | 本設備は、保安電源設備に該当しないことから、適用条文とはならない。 | _ |
| 第46条 | 緊急時対策所 | × | 本設備は、緊急時対策所に該当しないことから、適用条文とはならない。 | _ |
| 第47条 | 警報装置等 | × | 本設備は,警報装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第48条 | 準用 | × | 本設備は,補助ボイラ,ガスタービン,内燃機関又は電気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。 | _ |
| 第49条 | 重大事故等対処施設の地盤 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | _ |
| 第50条 | 地震による損傷の防止 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | _ |
| 第51条 | 津波による損傷の防止 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | _ |
| 第52条 | 火災による損傷の防止 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | _ |
| 第53条 | 特定重大事故等対処施設 | × | 本設備は,特定重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | _ |
| 第54条 | 重大事故等対処設備 | × | 本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。 | _ |
| 第55条 | 材料及び構造 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | _ |
| 第56条 | 使用中の亀裂等による破壊の防 止 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第57条 | 安全弁等 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第58条 | 耐圧試験等 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | _ |

○: ごごになってあるが, 既に適合性が確認されている条文
 ×: 適用を受けない条文

Т

Г

| | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理由 | 適合性を確認するための申請書類 |
|------|---|--------|--------------------------------------|-----------------|
| 第59条 | 緊急停止失敗時に発電用原子 炉を未臨界にするための設備 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第60条 | 原子炉冷却材圧カバウンダリ高 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第61条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリを 減圧するための設備 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第62条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第63条 | 最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備 | × | 本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。 | - |
| 第64条 | 原子炉格納容器内の冷却等の ための設備 | × | 本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。 | - |
| 第65条 | 原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第66条 | 原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第67条 | 水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第68条 | 水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第69条 | 使用済燃料貯蔵槽の冷却等の ための設備 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第70条 | 工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第71条 | 重大事故等時に必要となる水 源及び水の供給設備 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | _ |
| 第72条 | 電源設備 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第73条 | 計装設備 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第74条 | 運転員が原子炉制御室にとどま るための設備 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | _ |

○: ごごになってあるが, 既に適合性が確認されている条文 ×: 適用を受けない条文

| | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理由 | 適合性を確認するための申請書類 |
|------|---------------------|--------|--------------------------------------|-----------------|
| 第75条 | 監視測定設備 | × | 本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。 | - |
| 第76条 | 緊急時対策所 | × | 本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。 | - |
| 第77条 | 通信連絡を行うために必要な設 備 | × | 本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。 | - |
| 第78条 | 準用 | × | 本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。 | - |

| 原子炉格納加 | | (設計基準対象施設・安全施設・重要施設 (重要安全施設) | | 参照該判 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------------|------------------------------|------------|-------------------|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------------------|---|--|
| | | 原 | 子炉桶 | 各納施設 | 非常用ガス処理系 主要弁 (T46-F001A, B, T46-F003A, B) | 参照資料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第 1 項 | 重要施設 | 単一故障時の機能達成 | 多重性又は多様性 及び独立性 | ・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び系統構成に変 更はないことから、多重性又は多様性及び独立性に影響を及ぼさない。 | ・ VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備 が使用される条件の下における健 全性に関する説明書 【系統図】 ・第 8-3-3-1-1-1,2 図 【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1,2 図 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 温度 | 本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境温度に変 更はないことから、考慮すべき環境温度に影響を及ぼさない。 | に関する説明書 【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1,2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ł | 圧力 | 本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境圧力に変 更はないことから、考慮すべき環境圧力に影響を及ぼさない。 | ・ VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性 に関する説明書 【配置図】 ・第8-3-3-1-3-1,2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 湿度 | 本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境湿度に変 更はないことから、考慮すべき環境湿度に影響を及ぼさない。 | ・ VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性 に関する説明書 【配置図】 ・ 第 8-3-3-1-3-1, 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 | | | | 屋外天候 | - (考慮不要) | _ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 4条 | 第 | 安 | 環境条件におけ | 放射線(機器) | ・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境放射線に 変更はないことから、考慮すべき放射線に影響を及ぼさない。 | ・Ⅵ-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性 に関する説明書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 項 | 安全施設 | おけ | 放射線(被ばく) | - (操作不要) | _ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 設 | る母 | 海水 | - (考慮不要) | _ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | る健全性 | 電磁的障害 | - (考慮不要) | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 性 | 荷重 | ・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び耐震設計に変 更はないことから、考慮すべき荷重に影響を及ぼさない。 | · VI-2 耐震性に関する説明書 · VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等に よる損傷の防止に関する説明書 【配置図】 · 第 8-3-3-1-3-1,2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 周辺機器等からの 悪影響 冷却材の性状 | ・本申請に伴い,既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから,地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響については,技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」反び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。 ・本申請に伴い,既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから,地震の波及的影響については技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。 ・本申請に伴い,既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから,火災の波及的影響については技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。 ・本申請に伴い,既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから,炎次の波及的影響については技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。 -(考慮不要) | る損傷の防止に関する説明書 • Ⅵ-2 耐震性に関する説明書 • Ⅵ-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関す る説明書 • Ⅵ-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関す る説明書 |
| | 第 2 項 | 設計基準対象施設 | 試験・検査 | | ・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から設置場所及び構造の変更はないことか ら,試験・検査に影響を及ぼさない。 | 【構造図】 ・第 8-3-3-1-2-2, 3 【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1, 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第15条 | 第 4 項 | 設計基準対象施設 | 悪影 散物 | 響防止(内部発生飛) | ・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から設置場所の変更はないことから、内部 発生飛散物に係る悪影響防止に影響を及ぼすものではない。 | 【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1, 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第 5 項 | 重要安全施設 | 共用 | 又は相互接続の禁止 | 本申請に伴い,既認可の設計及び工事の計画から設置場所及び系統構成の変更はないことから,共用又は相互接続へ影響を及ぼさない。 | 【系統図】 ・第 8-3-3-1-1-1,2 図 【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1,2 図 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第 6 項 | 安全施設 | | 又は相互接続による 性の影響 | ・該当しない | _ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第38条 | 第 2 項 | 安全施設 | | の確実性 の容易性 | ・該当しない | _ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される

| 添付書類及び本申請における添付の要 | 省の検討結果 |
|-------------------|--------|
|-------------------|--------|

| | 実用発電用原子炉の設置、 | 添付の要否 | | | |
|----|---------------------|---------------------------|--------------------|--|--|
| | 運転等に関する規則 | $(\bigcirc \cdot \times)$ | 理由 | | |
| | 別表第二 添付書類 | | | | |
| 各発 | *電用原子炉施設に共通 | | <u> </u> | | |
| 1 | 送電関係一覧図 | X | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 | | |
| | | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 | | |
| | | | 針の適正化により,送電関係一覧図に変 | | |
| | | | 更はないため不要。 | | |
| 2 | 急傾斜地崩壊危険区域内において行う | × | 女川原子力発電所において,急傾斜地崩 | | |
| | 制限工事に係る場合は、当該区域内の急 | | 壊危険区域に指定された箇所はないた | | |
| | 傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防 | | め不要。 | | |
| | 止に関する法律第二条第一項に規定す | | | | |
| | るものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止 | | | | |
| | 措置に関する説明書 | | | | |
| 3 | 工場又は事業所の概要を明示した地形 | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 | | |
| | X | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 | | |
| | | | 針の適正化により,工場又は事業所の概 | | |
| | | | 要を明示した地形図に変更はないため | | |
| | | | 不要。 | | |
| 4 | 主要設備の配置の状況を明示した平面 | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 | | |
| | 図及び断面図 | | 載変更及び適正化並びに基本設計方針 | | |
| | | | の適正化により,主要設備の配置の状況 | | |
| | | | を明示した平面図及び断面図に変更は | | |
| | | | 生じないため不要。 | | |
| 5 | 単線結線図(接地線(計器用変成器を除 | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 | | |
| | く。)については電線の種類、太さ及び接 | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 | | |
| | 地の種類も併せて記載すること。) | | 針の適正化により,単線結線図に変更は | | |
| | | | ないため不要。 | | |
| 6 | 新技術の内容を十分に説明した書類 | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 | | |
| | | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 | | |
| | | | 針の適正化では,新技術の採用等を実施 | | |
| | | | していないため不要。 | | |
| 7 | 発電用原子炉施設の熱精算図 | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 | | |
| | | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 | | |
| | | | 針の適正化により,発電用原子炉施設の | | |
| | | | 熱精算図に変更はないため不要。 | | |

| | 実用発電用原子炉の設置、 | 添付の要否 | | |
|----|--------------------|-----------------------------|-----------------------|--|
| | 運転等に関する規則 | $(\bigcirc \cdot \ \times)$ | 理由 | |
| | 別表第二 添付書類 | | | |
| 8 | 熱出力計算書 | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 | |
| | | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 | |
| | | | 針の適正化により,熱出力計算書に変更 | |
| | | | はないため不要。 | |
| 9 | 発電用原子炉の設置の許可との整合性 | 0 | 工事計画認可申請書の工事計画の内容 | |
| | に関する説明書 | | が、令和2年2月26日付け原規規発第 | |
| | | | 2002261号で許可された設置変更許可申 | |
| | | | 請書との整合性を確認する必要がある | |
| | | | ことから添付する。 | |
| 10 | 排気中及び排水中の放射性物質の濃度 | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 | |
| | に関する説明書 | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 | |
| | | | 針の適正化により,排気中及び排水中の | |
| | | | 放射性物質の濃度に変更はないため不 | |
| | | | 要。 | |
| 11 | 人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工 | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 | |
| | 場又は事業所内の場所における線量に | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 | |
| | 関する説明書 | | 針の適正化により,人が常時勤務し又は | |
| | | | 頻繁に出入する工場又は事業所内の場 | |
| | | | 所における線量に変更はないため不要。 | |
| 12 | 発電用原子炉施設の自然現象等による | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 | |
| | 損傷の防止に関する説明書 | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 | |
| | | | 針の適正化により,発電用原子炉施設の | |
| | | | 自然現象等による損傷の防止に変更は | |
| | | | ないため不要。 | |
| 13 | 放射性物質により汚染するおそれがあ | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 | |
| | る管理区域(第二条第二項第四号に規定 | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 | |
| | する管理区域のうち、その場所における | | 針の適正化により,放射性物質により汚 | |
| | 外部放射線に係る線量のみが同号の規 | | 染するおそれがある管理区域並びにそ | |
| | 定に基づき告示する線量を超えるおそ | | の地下に施設する排水路並びに当該排 | |
| | れがある場所を除いた場所をいう。)並 | | 水路に施設する排水監視設備及び放射 | |
| | びにその地下に施設する排水路並びに | | 性物質を含む排水を安全に処理する設 | |
| | 当該排水路に施設する排水監視設備及 | | 備の配置に変更はないため不要。 | |
| | び放射性物質を含む排水を安全に処理 | | | |
| | する設備の配置の概要を明示した図面 | | | |

| | 実用発電用原子炉の設置、 | 添付の要否 | |
|----|-----------------------|---------------------------|---|
| | 運転等に関する規則 | $(\bigcirc \cdot \times)$ | 理由 |
| | 別表第二 添付書類 | | |
| 14 | 取水口及び放水口に関する説明書 | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| 11 | | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 |
| | | | 戦の夏夏夏0000000000000000000000000000000000 |
| | | | 変更はないため不要。 |
| 15 | 乳供回知#東西のふた 宏具マは没しま | \cap | 変更はないため不安。 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| 15 | 設備別記載事項のうち、容量又は注入速 | 0 | |
| | 度,最高使用圧力、最高使用温度、個数、 | | 載の変更により,設定根拠に関する説明 |
| | 再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程 | | 書にて設備別記載事項を確認する必要 |
| | 又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉 | | があるため添付する。 |
| | 止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、 | | |
| | 駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、 | | |
| | 慣性定数、回転速度半減時間、慣性モー | | |
| | メント、設定破裂圧力並びに設計温度の | | |
| | 設定根拠に関する説明書 | | |
| | | | |
| 16 | 環境測定装置(放射線管理用計測装置に | × | 非常用ガス処理系主要弁は,環境測定装 |
| | 係るものを除く。)の構造図及び取付箇 | | 置(放射線管理用計測装置に係るものを |
| | 所を明示した図面 | | 除く。)に該当する設備ではないため不 |
| | | | 要。 |
| 17 | クラス 1 機器(技術基準規則第二条第二 | × | 非常用ガス処理系主要弁は,クラス1機 |
| | 項第三十三号口に規定するクラス 1 機 | | 器及び炉心支持構造物に該当する設備 |
| | 器をいう。)及び炉心支持構造物の応力 | | ではないため不要。 |
| | 腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1 | | |
| | 機器にあっては、支持構造物を含めて記 | | |
| | 載すること。) | | |
| 18 | 安全設備(技術基準規則第二条第二項第 | 0 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | 九号に規定する安全設備をいう。)及び | | 載の変更により,安全設備が使用される |
| | 重大事故等対処設備(設置許可基準規則 | | 条件の下における健全性を確認する必 |
| | 第二条第二項第十四号に規定する重大 | | 要があることから添付する。 |
| | 事故等対処設備をいう。)が使用される | | |
| | 条件の下における健全性に関する説明 | | |
| | 書 | | |
| 19 | 発電用原子炉施設の火災防護に関する | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| 10 | 説明書 | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 |
| | 1/2 / 1 日 | | 戦の変更及い過止化並びに基本設計力 針の適正化により,発電用原子炉施設の |
| | | | すの過止化により、発電用原子炉施設の 火災防護に変更はないため不要。 |
| | | | 八次回曖に変更はないにの个安。 |
| | | | |

| | 実用発電用原子炉の設置、 | 添付の要否 | |
|-----|--------------------|----------------------|---------------------|
| | 運転等に関する規則 | $(\bigcirc \cdot X)$ | 理由 |
| | 別表第二 添付書類 | | 2 <u>1</u> 11 |
| 0.0 | | | 北帝田式っい田文子王台の王日主のう |
| 20 | 発電用原子炉施設の溢水防護に関する | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | 説明書 | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 |
| | | | 針の適正化により,設置場所等に変更は |
| | | | なく、溢水防護に変更はないため不要。 |
| 21 | 発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポン | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防 | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 |
| | 護に関する説明書 | | 針の適正化により, 蒸気タービン、ポン |
| | | | プ等の破壊に伴う飛散物による損傷防 |
| | | | 護に変更はないため不要。 |
| 22 | 通信連絡設備に関する説明書及び取付 | Х | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | 箇所を明示した図面 | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 |
| | | | 針の適正化により,通信連絡設備に変更 |
| | | | はないため不要。 |
| 23 | 安全避難通路に関する説明書及び安全 | Х | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | 避難通路を明示した図面 | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 |
| | | | 針の適正化により,安全避難通路に変更 |
| | | | はないため不要。 |
| 24 | 非常用照明に関する説明書及び取付箇 | Х | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | 所を明示した図面 | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 |
| | | | 針の適正化により,非常用照明に変更は |
| | | | ないため不要。 |

| | 実用発電用原子炉の設置、 | 添付の要否 | |
|----|--------------------|---------------------------|---------------------|
| | 運転等に関する規則 | $(\bigcirc \cdot \times)$ | 理由 |
| | 別表第二 添付書類 | | |
| 原子 | - 炉格納施設 | | I |
| 1 | 原子炉格納施設に係る機器の配置を明 | 0 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | 示した図面及び系統図 | | 載の変更により,機器の配置及び系統図 |
| | | | に変更はないが,申請対象を示すため添 |
| | | | 付する。 |
| 2 | 耐震性に関する説明書(支持構造物を含 | 0 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | めて記載すること。) | | 載の変更により, 耐震性に影響を与える |
| | | | ものではないが耐震重要度クラスに応 |
| | | | じた地震力に耐えられる設計であるこ |
| | | | とを評価するため添付する。 |
| 3 | 強度に関する説明書(支持構造物を含め | 0 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | て記載すること。) | | 載の変更は,改造の工事に該当すること |
| | | | から強度評価を実施する必要があるた |
| | | | め添付する。 |
| 4 | 構造図 | 0 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | | | 載の変更は,改造の工事に該当すること |
| | | | から機器の構造を確認する必要がある |
| | | | ため添付する。 |
| 5 | 原子炉格納施設の設計条件に関する説 | 0 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | 明書(原子炉格納容器本体の脆性破壊防 | | 載の変更により,原子炉格納施設の設計 |
| | 止に関する説明を併せて記載するこ | | 条件への影響を確認する必要があるた |
| | と。) | | め添付する。 |
| 6 | 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | 関する説明書 | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 |
| | | | 針の適正化により,水素濃度低減性能に |
| | | | 変更はないため不要。 |
| 7 | 原子炉格納施設の基礎に関する説明書 | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | 及びその基礎の状況を明示した図面 | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 |
| | | | 針の適正化により,原子炉格納容器の基 |
| | | | 礎に変更はないため不要。 |
| 8 | 圧力低減設備のポンプの有効吸込水頭 | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | に関する説明書 | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 |
| | | | 針の適正化により, 圧力低減設備その他 |
| | | | の安全設備のポンプの有効吸込水頭に |
| | | | 変更はないため不要。 |

| | 実用発電用原子炉の設置、 | 添付の要否 | |
|----|--------------------|---------------------------|--------------------|
| | 運転等に関する規則 | $(\bigcirc \cdot \times)$ | 理由 |
| | 別表第二 添付書類 | | |
| 9 | 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バ | × | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | ネ式のものに限る。) | | 載の変更及び適正化並びに基本設計方 |
| | | | 針の適正化により,安全弁及び逃がし弁 |
| | | | の吹出量計算に変更はないため不要。 |
| 10 | 設計及び工事に係る品質マネジメント | 0 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | システムに関する説明書 | | 載の変更により,設計及び工事に係る品 |
| | | | 質管理の方法等を評価する必要がある |
| | | | ため、説明書を添付する。 |

添付資料8

設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について

(非常用ガス処理系 主要弁)

| | 実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類 | | 添付書類名 | 添付書類の 変更の有無 | 添付書類の 変更の有無の理由 |
|-------------|---|--|--|----------------|---|
| 各 引 1 | 港電用原子炉施設に共通 発電用原子炉の設置の許可との整合性に 関する説明書 | | ・ VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との 整合性 | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 載事項は、本説明書記載事項(許可の 際の申請書等の記載事項)に当たらな いため、既認可の設計及び工事の計画 に添付した説明書から変更はない。 なお、当該設備に係る基本設計方針の 本文の変更もないことから、許可との 整合性についても変更はない。 |
| | | | • VI-1-1-1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」との整合性 | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 載事項は,本説明書記載事項(許可の 際の申請書等の記載事項)に当たらな いため,既認可の設計及び工事の計画 に添付した説明書から変更はない。 なお,設計及び工事に係る品質マネジ メントシステムの変更もないことか ら,許可との整合性についても変更は ない。 |

| 実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類 | 関連 条文 | 添付書類名 | 添付書類の 変更の有無 | 添付書類の 変更の有無の理由 |
|---|----------|---|----------------|---|
| 2 設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書 | 44 条 | ・VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常設)) | 有 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 載の変更により,設定根拠への影響を 確認する必要があるため添付する。(別 紙1参照) |
| 3 安全設備(技術基準規 則第二条第二項第九 号に規定する安全設 備をいう。)及び重大 事故等対処設備(設置 許可基準規則第二条 第二項第十四号に規 定する重大事故等対 処設備をいう。)が使 用される条件の下に おける健全性に関す る説明書 | 14条15条 | ・Ⅵ-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下 における健全性に関する説明書 | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 載の変更は、安全設備及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下におけ る健全性に関する説明書に影響を与え るものではないことから、既認可の設 計及び工事の計画に添付した説明書か ら変更はない。 なお、要目表に記載する機器等が通常運 転時、設計基準事故時、重大事故等時等 に機能を要求される状況で所要の機能 が発揮できる設計であることを確認し ている。 |

| 実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類 | | 関連 条文 | 添付書類名 | 添付書類の 変更の有無 | 添付書類の 変更の有無の理由 |
|--|--------------------------------------|----------|--|----------------|--|
| 原于 | 子炉格納施設 | | | | |
| 1 | 原子炉格納施設に係 | 14 条 | ・第 8-3-3-1-1-1 図 | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 |
| | る機器の配置を明示 | 15 条 | 【設計基準対象施設】非常用ガス処理系系統図 | | 載の変更は、実物の変更を伴わない設 |
| | した図面及び系統図 | 44条 | ・第 8-3-3-1-1-2 図 | | 計確認値の変更であり機器の配置に変 |
| | | | 【重大事故等対処設備】非常用ガス処理系系統図 | | 更はないことから、本図面の変更はな |
| | | | ・第 8-3-3-1-3-1 図 | | ۷۰ _۰ |
| | | | 非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面(その1) | | |
| | | | ・第 8-3-3-1-3-2 図 | | |
| | | | 非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面(その2) | | |
| 2 | 耐震性に関する説明 書(支持構造物を含め て記載すること。) | 5条 | ・ VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 ・ VI-2-1-2 基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd の策定概要 ・ VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基 本方針 ・ VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針 ・ VI-2-1-6 地震応答解析の基本方針 ・ VI-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針 ・ VI-2-1-8 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評 価方針 (次頁へ続く) | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 載の変更であり,耐震計算に係る方針 を変更するものではないことから,既 認可の設計及び工事の計画に添付した 本説明書から変更はない。 |

| | 用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類 | 関連 条文 | 添付書類名 | 添付書類の 変更の有無 | 添付書類の 変更の有無の理由 |
|---|---------------------------------------|----------|---|----------------|---|
| 2 | 耐震性に関する説明 書(支持構造物を含め て記載すること。) | 5条 | (前頁からの続き) ・ VI-2-1-9 機能維持の基本方針 ・ VI-2-1-10 ダクティリティに関する設計方針 ・ VI-2-1-11 機器・配管の耐震支持設計方針 ・ VI-2-1-12-1 配管及び支持構造物の耐震計算について ・ VI-2-1-13-6 管の耐震性についての計算書作成の基本方針 ・ VI-2-2-1 原子炉建屋の地震応答計算書 ・ VI-2-2-2 原子炉建屋の耐震性についての計算書 ・ VI-2-9-1 原子炉体納施設の耐震性についての計算結果 | 無 | (前頁に記載) |
| | | | VI-2-9-4-4-1-2 管の耐震性についての計算書(非常用ガス処理系) VI-2-9-4-5-1-1 管の耐震性についての計算書(原子炉格納容器調気系) | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の変 更は,実物の変更を伴わない設計確認 値の変更であり機器の重量に変更はな いことから,本計算書の変更はない。 |
| 3 | 強度に関する説明書 (支持構造物を含め て記載すること。) | 17 条 | ・Ⅵ-3-1-1 強度計算の基本方針の概要 ・Ⅵ-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針 | 有 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 載の変更により,新たに評価対象とな った本申請設備(放射性物質濃度制御 設備及び可燃性ガス濃度制御設備並び に格納容器再循環設備)を追記する必 要があるため添付する。(別紙4参照) |

| | 用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類 | 関連 条文 | 添付書類名 | 添付書類の 変更の有無 | 添付書類の 変更の有無の理由 |
|---|--|----------|--|----------------|--|
| 3 | 強度に関する説明書 (支持構造物を含め て記載すること。) | 17 条 | ・Ⅵ-3-2-1 強度計算方法の概要 ・Ⅵ-3-2-5 クラス2弁の強度計算方法 | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 載の変更は,強度計算方法の概要及び クラス2弁の強度計算方法を変更する ものではないことから,既認可の設計 及び工事の計画に添付した本説明書か ら変更はない。 |
| | | | ・VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系) | 有 | 非常用ガス処理系主要弁は、クラス2 機器に該当し要目表の記載の変更は改 造の工事に該当するため強度について 確認する必要があることから添付す る。(別紙2参照) |
| | | | ・ Ⅵ-3-3-6-2-8-1-2-2 管の応力計算書(非常用ガス処理系) ・ Ⅵ-3-3-6-2-9-1-2-2 管の応力計算書(原子炉格納容器調気系) | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の変 更は,実物の変更を伴わない設計確認 値の変更であり機器の重量に変更はな いことから,本計算書の変更はない。 |
| 4 | 原子炉格納施設の設 計条件に関する説明 書(原子炉格納容器本 体の脆性破壊防止に 関する説明を併せて 記載すること。) | 44 条 | ・Ⅵ-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の変 更は,本説明書記載事項に当たらないた め,既認可の設計及び工事の計画に添付 した説明書から変更はない。 なお,原子炉格納容器から気体状の放 射性物質が漏えいした場合における放 射性物質濃度を低減する設備として, 所要の性能が発揮されることを確認し ている。 |

| 実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類 | | 関連 条文 | 添付書類名 | 添付書類の 変更の有無 | 添付書類の 変更の有無の理由 |
|--|--|------------|---|----------------|--|
| 5 | 構造図 | 15条 44条 | 第8-3-3-1-2-2図 T46-F001A, B構造図 第8-3-3-1-2-3図 | 有 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 載変更は,改造の工事に該当するため 機器の構造等を確認する必要があるこ |
| | | | T46-F003A, B 構造図 | | とから添付する。(別紙3参照) |
| 6 | 設計及び工事に係る 品質マネジメントシ ステムに関する説明 書 | | ・Ⅵ-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する 説明書 | 無 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 載の変更により,設計に係る品質管理 の方法により行った管理の実績又は行 おうとしている管理の計画並びに工事 及び検査に係る品質管理の方法,組織 等についての具体的な計画に変更はな いことから,既認可の設計及び工事の 計画に添付した本説明書から変更はな い。 |
| | | | ・Ⅵ-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原子 炉格納施設 | 有 | 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により,適合性確認対象設備 ごとの調達に係る管理のグレード及び 実績について記載を見直す必要がある ことから,本説明書を変更する。(別紙 5参照) |

別紙1

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【Ⅵ-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常設))】

【凡例】 —— : 比較表の変更前後の相違箇所

| 変更前 | 変更後 | 備考 | | |
|------------------------------------|------------------------------|------|--|--|
| (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | 資料追加 | | |
| | | 員作起加 | | |
| | VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書 | | | |
| | (非常用ガス処理系 主要弁(常設)) | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | o 2 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | M-1-1-4-7-5-1-5 | | | |
| | 1-IV | | | |
| | ※ | | | |
| | N 0 | | | |
| | 0 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | |] | | |

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【Ⅵ-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常設))】

| 変 更 前 (令和 3 年 12 月 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | 変更後 | 備考 |
|---|-----|------|
| | | 資料追加 |

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【Ⅵ-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常設))】

【凡例】 —— : 比較表の変更前後の相違箇所

| 変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | 変更後 | 備考 | |
|---|--|------|--|
| | <page-header><page-header><page-header><page-header><section-header><section-header><page-header><page-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><text><section-header><text><text><text></text></text></text></section-header></text></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header></page-header></page-header></section-header></section-header></page-header></page-header></page-header></page-header> | 資料追加 | |

別紙2

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【Ⅵ-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)】

【凡例】 —— : 比較表の変更前後の相違箇所

| 変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | 変更後 | 備考 |
|---|------------------|------|
| (〒443年12月23日14日) 2部月24に設計及び上中の計画の統計書類) | VI-3-3-6-2-8-1-4 | 資料追加 |

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【Ⅵ-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)】

【凡例】 ——— : 比較表の変更前後の相違箇所

| 変 更 前 | 変更後 | 備考 |
|------------------------------------|--|------|
| (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | A X R | |
| | <page-header><page-header><page-header><page-header><page-header><page-header><page-header><page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header> | 資料追加 |

| 変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | | | | 変更後 | 備考 | |
|---|----------------------|--|--------------------------------|-------------------------|------|--|
| | | | | | | |
| | | | | | 資料追加 | |
| | | 経由 クラス | DB-2 | | | |
| | | 间等性 評価性 区分 | Ĩ | | | |
| | | 評価区分 | 設計,建設規格 又は告示 | 設計,建設築格 又は告示 又は告示 | | |
| | | 施設時の 適用規格 | S55告示 | S55 哲 示 | | |
| | | 既工認に まける 評価結果 の有重 | 巢 | # | | |
| | RO | 5.1 S.1 条件 圧力 (IIPa) (C) | t t | I. | | |
| | VI-3-3-6-2-8-1-4 R 0 | アブするか 辞書度 田 (C) 000 | 100 | | | |
| | T-3-6- | 条件7 条件7 183 | 13. 7 <mark>.</mark> -23. 6 | 127 127 127 | | |
| | 変二 V | 本 スタイ の 小 が 人 第 | 単 | 31 | | |
| | 0 | ゆ ス クラス | 1 | | | |
| | | クラスアップするか 施設時 検護 クラス | 08-2 08-2 | 19-5 19-5 19-5 | | |
| | | クラ フラス 総計 の介油 人 | 第 | 業 | | |
| | | | <i>年</i> | ب | | |
| | | 施設 施設 技術 の 外 の 外 の が 約 の 第 約 の 第 約 の の 一 に 二 と 一 が に の の の の の の の の の の の の の の の の の の | 既款 | ※ | | |
| | | | | | | |
| | | • 評価条件整理表 (機器名 | T46-F001A, B | T16-F0034, B | | |
| | | inite | | · | | |
| | | | | | | |

【凡例】 —— : 比較表の変更前後の相違箇所

変更前 変更後 備 考 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) 資料追加 目次 1. クラス2弁・・・・・1 3.0 VI-3-3-6-2-8-1-4 変二 0 2

| 変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | 変更後 | 備考 |
|---|-------------------------|----|
| 変更前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | 変 更 後 1. クラス2弁 20 | 備考 |
| | 1 | |

| 変 更 前 (令和 3 年 12 月 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | 変更後 | 備考 |
|---|--|------|
| | <page-header><page-header><page-header><page-header><page-header><page-header><page-header><page-header><page-header><page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header> | 資料追加 |

| 変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | 変 更 後 | 備考 |
|---|--|--|
| | <page-header><page-header><page-header><page-header><page-header><page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header> | 資料追加 【補足】弁箱又は弁ふ たとフランジ及びフ ランジボルトの強度 評価に用いる設計条件(最高使用圧力)の 違いについて クラス2弁のうち非 常用ガス処理系の介 (T46-F001A,B)の弁 箱及び弁ふたの評価 は、JSME 設計・建設 規格 2005/2007 の VVC-3210 に基づき 評価を実施している が、別表3の呼び個から 計算上必要加していろ が、別表3の呼び個から 計算上のが低い正力 (1.03MPa)の厚心の 計算上のが低い正力 (1.03MPa)のの欄から 計算上のが低いた力 にた力が理べている 声が、別表3の呼び個から 計算上のが低いの選定結果 に差がないことしてい る 一方、フランジの応力 評価を実施している 一方、フランジの応力 評価を実施している ですったがの圧力(PrD)で評価 を実施しており圧力 値を評価を実施して に代入し て評価を実施で しておりて に力 の を引 にたかの にたかの にたかの にたかの にたかの にたかの にたかの にたかの |

| 変更前 | | |
|------------------------------------|---|---|
| (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | 変更後 | 備考 |
| | <page-header><page-header><page-header><page-header><page-header><page-header><page-header><page-header><page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header> | 資料追加 【補足】弁箱又は弁ふ たとフランジスのの デルトの設計条 件(最高使用圧力)の 違いについて クラス2弁のうち非 常用ガス処理系の弁 (T46・F001A,B)の弁 箱及び弁ふたの弁 箱及び分2007の VVC・3210に基づき が、別SME 設計・建設 規格 2005/2007の VVC・3210に基づき が、別人名のが 計算上してが低いししてのが 計算上してが低いして が、別人名のの欄から 計算上してが低いの 計算上してが低いの 計算上してが低いの に基づき にた力が のいた うき にた力が のいた の に た の に た の に た の に た の に た の の に た の の の の |

| <u>系統:非常用ガス処理系</u> | | | |
|--|---|--|------|
| 1.100000000000000000000000000000000000 | 23.5 140 SCPH2 S25C 9.6 | | 資料追加 |

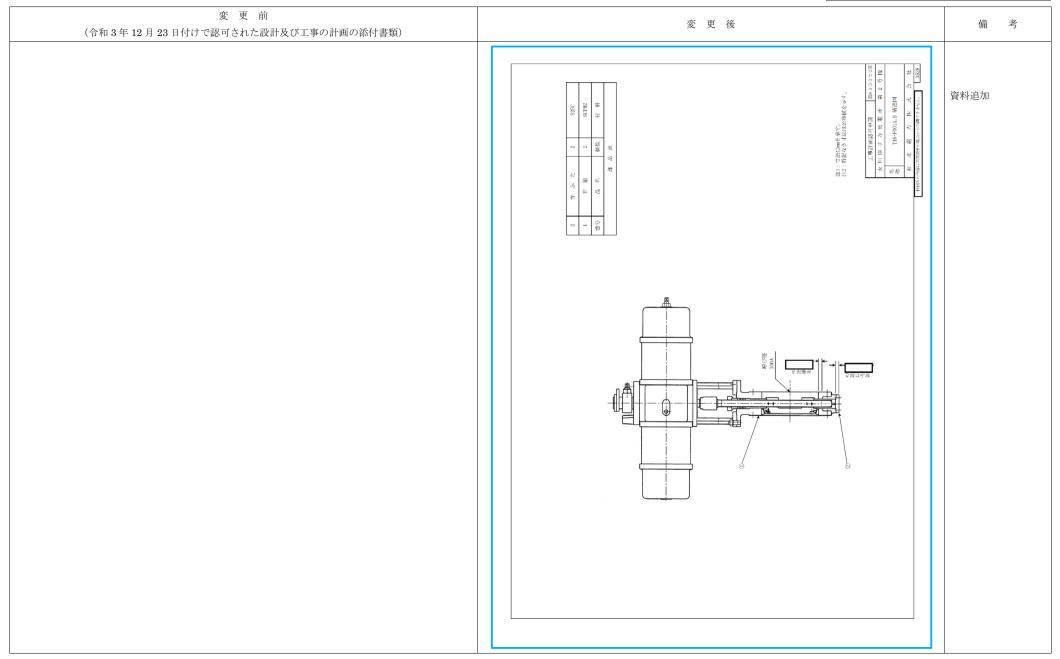
| 変 更 前 (令和 3 年 12 月 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | 変更後 | 備考 |
|---|-----|------|
| | | 資料追加 |

別紙3

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【8.3.3.1_非常用ガス処理系】

| 変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | 変 更 後 | 備考 |
|--|------------------|------|
| | | 資料追加 |
| | 8.3.3.1 非常用ガス処理系 | |
| | | |
| 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 | | |
| | | |
| | | |
| | | |

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【8.3.3.1_非常用ガス処理系】



女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【8.3.3.1_非常用ガス処理系】

変更前 変更後 備 考 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) 3529 資料追加 注1:寸法はunを示す。 注2:特置なきす法は公称低を示 46 該 50 str ** БA OT:

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【Ⅵ-3-1-1 強度計算の基本方針の概要】

| 変 更 前 | | |
|--|-----------------------|----------------|
| | 変更後 | 備考 |
| (令和 3 年 12 月 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | | |
| (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) VI311 強度計算の基本方針の概要 | NI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要 | 備 考 変更なし |
| 02 (B) VF3-L1 R2 | Q2 英二 VH3-1-1 R3 | |

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要】

| 変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | 変更後 | 備考 |
|---|--|---|
| <page-header><page-header><page-header><text><text><text><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><section-header><section-header></section-header></section-header></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></text></text></text></page-header></page-header></page-header> | <page-header><page-header><section-header><text><text><text><text><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item><list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></list-item></text></text></text></text></section-header></page-header></page-header> | 残留熱除去系の主要 弁,原子炉冷却材浄化 系の主配管及び非常 用ガス処理系の主要 弁について強度計算 を実施することから 対象設備を追加する。 |

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針】

| 変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | 変更後 | 備考 |
|---|---|-----|
| | 変 更 後 73-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針 0 | 備 考 |
| | | |

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針】

【凡例】 —— : 比較表の変更前後の相違箇所

| | 変更前 | * <i>= 4</i> | /#t ==== |
|------------------|---|--|--|
| | (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | 変更後 | 備考 |
| O2 @ VI-5-1-5 R3 | <section-header><section-header><section-header><section-header><section-header><text><text><text><text></text></text></text></text></section-header></section-header></section-header></section-header></section-header> | <page-header><page-header><section-header><page-header><text><text><text><text><text><text></text></text></text></text></text></text></page-header></section-header></page-header></page-header> | 原子炉冷却材浄化系 主配管及び非常用ガ ス処理系主要弁の強 度計算を実施するこ とから,対象設備を追 記する。 |
| | | | |

50

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針】

【凡例】 ——— : 比較表の変更前後の相違箇所

| | | | |
|---|---|-----------------------------|---|
| 1. 世界部に加っ国用時や河田 9. 世界部に加っ国用時や河田 9. 世界部のから、200 のなきた実施する異については、直接中の進用のなきた実施する。これ、「第79時時時営業成業設施しの改造を実施する場合に、第79時時時間構成構成の認識と見が加える実施していなた。200 世界のなどの実施による評価を実施する。また、「第79時時時営業成業設施」の改造を実施する場合に、第79時時時間構成構成の認識による評価を実施する。また、「第79時時時営業成業設施」の改造を実施する場合に、第79時時時間構成構成の認識による評価を実施する。また、「第79時時時間構成構成の認識を認識していたな認識に支援したのなどの、第29 世界の登場になどのできたたのでは、100 いたけないをときのの思想による評価を実施する。また、「第79時時時間構成」が確認していたな評価のと思想したのできた、200 世界の主要が確認していたな評価のと思想したの評価を実施する。この「第79時時時間構成」の改造を実施する場合に、第79時時時間構成の認識によび消化するときのないたいでなことから、200 世界できたが高いていたな評価を実施する。この「第79時時時間構成」の改造を実施する場合に、第79時時時間、100 切合なたな、201 地理実施したの評価を実施する。この「第79時時時間、100 切合なたな、201 地理実施したの評価を実施する。この「第79時によび消化するとない」のでは「第79時によび消化するとない」のです。加えていたが高いのいたは、第79時時時間、100 切合なたないたの、100 いたすまはことをから、201 に通常の定いのなど、201 地理実施していたな評価を実施する。このに、第79時時時間、100 切合なたないたの、100 いたすまは、100 切合に、201 いたすまは、100 切合、201 いたままでは、201 いたすまは、201 いたまな評価のと思い、201 いたすまは、201 いたなながないでながし、201 いたすまはことものないのには、100 いたますまないにないたの、100 いたまな評価のと思い、201 いたすまは、201 いたななが、201 地理実施したななが、201 地理実施したの評価を実施していたまな評価のと思い、201 いたすまは、201 いたの理由でが知る、200 から 通知でするまないいたの、100 いたすまは、201 いたななが、201 いは現在のになかなないなか、201 いたななが、201 いは現在のにななが、201 いたななが、201 いたななが、201 いは現在のにななが、201 いたななが、201 いたななが、201 いたななが、201 いは現在のにななが、201 いたななが、201 いは現在のになかかないたななが、201 いは現在のになかが、201 いは現在のになるがなない、201 いは現在のにななかないたななが、201 いは現在のにななが、201 いは現在のになるがないたななが、201 い現在のになるが、201 いればなが、201 いたななが、201 いればなが、201 いたななが、201 いたななが、201 いたななが、201 いたななが、201 いたななが、201 いは現在のになるがたなかない、201 いは調査がないなななが、201 いは現在のになるがない、201 いたななが、201 いたななが、201 いたななが、201 いは現在のになるがなななが、201 いは現在のになるがななかがたないたななが、201 いは現在のになながない、201 いは細心になるのがななが、201 いは細心になるのがないたなが、201 いは細心にないできなかがない、201 いは細心にないできなかがないたななが、201 いはないにないなないですないのかなないいたなないたなないたなないたなないたなないたないななないいたなないたなな | | 変 更 後 | 備考 |
| 設計・建設規格の両規格により評価を実施する。 b. 解析による評価の比較 解析による評価において安全側の規格が容易に判断できない場合は、告示第501号及び (2) 規格の相違 施設時の適用規格が告示第501号である場合の設計・建設規格及び告示第501号によ る評価について、評価式及び許容値の2つの項目について比較を実施し整理した。以下に、 両規格に相違が認められた評価項目を示す。 b. 解析による評価の比較 解析による評価において安全側の規格が容易に判断できない場合は、告示第501号及び (2) 規格の相違 施設時の適用規格が告示第501号である場合の設計・建設規格及び告示第501号によ | 01 クラス2機器の構造及び強度 1.1 クラス2機器の構造及び強度 クラス2機器のうち「残留熱除去設備」の改造を実施する機能については、施設時の適用 既称が告示第601号であるため、設計・建設規格とが前501号との比較でい、いず れかな会側の規格による評価な装施する。また、「原子炉格納容器濃気設備」の改造を実施 する機器のいては設計・進設規権による評価を実施する。 安全側の適用規格の過定は、両規格において公式による評価手と差解析による評価手法が 歴史されていることから、取行 いる。公式による評価の比較」及び「b、新析による評価の比較 成」に示す手法ことに比較を行い実施する。 4. 公式による評価の比較 A. 公式による評価の比較 A. 公式による評価の比較は、「新谷市となるため」としては、評価式、評価式に用いる 許容値及び爆発放びに材料の物性値がある。このうら保護については、物性値を執下げ手で除して許 容値式及び爆発放びに材料の物性値については、物性値を執下げ手で除して許 容値が設定されていることからその影響は許容値に含まれることになる。よって、評価式と 許容値ののつの項目については軟化なる力を安全個とする。許容値の目 ためれ、許容値が小さい方を安全個とする、ただし、許容値の51単位化による顧差は、単 位地値するものとは見なさない。 人 一般のしていて比較にない、評価結果に影響を与えないため、ここで は地値するものとは見なさない。 上述の2つの項目における比較において安全側の規格がない場合は、設計・確認規格にはまず容値の支援は示第501号のい場合は完計・確 定規権などの告示第501号の両規格が容易に判断できない場合は設計・確 設規権に基づき評価を実施する。 の 新杯による評価の規格が容易に判断できない場合は、設計・確認規格になず容価の規格により評価を実施する。 の 新杯にある評価の規格が容易に判断できない場合は、計・確認規権になず評価を実施する。 の 新杯 の 新花 の 新花にあり評価の規格が容易に判断できない場合は、計・ 確認規格に基づき評価を実施する。 の 新花により評価を実施する。 の 新花にあり評価を実施する。 の 新化 の 新しためためため、 の 前期をがたっ 第501号でもの場合の の 前期 の 前期 | <page-header></page-header> | 原子炉冷却材浄化系 主配管及び非常用ガ ス処理系主要弁の強 度計算を実施するこ とから、追記する。 |

51

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画原子炉格納施設】

| 変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) | 変更後 | 備考 |
|---|---|------|
| VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原子炉格納施設 | VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原子炉格納施設 | 変更なし |
| O2 (9) M-1-108 R2 | | |

別紙5

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画原子炉格納施設】

| (令카 | 和3 | 年 12 月 23 日 | 日付けで讀 | 変 更 前 忍可された設計及び | 工事の計画 | jの添付 | 「書類) | 変 更 後 備 | 考 | | | |
|--------------|-------------|---|---------------|--|---|--------------------------------|-----------------|---|------------|--|--|--|
| | | | O | 2 (i) W-1-10-8 R 2 | | | 様式-9 | O2 変二 VI-1-10-8 ROE 非常用ガス | ス処理 | | | |
| 発電用原子炉施設の種類 | 系統 | 機器区 | 9 | 機器名 | 「マ・3 設計開発」の適用有無 グレード | 「7・4 調達」の適用有無 「7・4 調達」の適用有無 | 備 考 | | り, 設 | | | |
| | ヨンプール水冷却で―ド | 原子炉格纳容器安全設備 | 1.00% | サブレッションブール水舎舞モードB系度 9 起管分岐点~原子炉格納容器配管質通部 (1- 2150) 原子炉格納容器配管質通部 (1-2150) 原子炉格納容器配管質通部 (1-2150) へサブ | 既設設備であり、当時で 基づき実施している。 既設設備であり、当時で 基づき実施している。 てあり、当時で 基づき実施している。 てあり、当時で | の調達管理に | | 正 正 本説明書を 次 * ・ 次 * 次 * 次 * 次 * 次 * 次 * ※ * | 変更す 用ガス | | | |
| | | | 加熱器 | レッションブール水冷却配管B系間放端 非常用ガス処理系空気乾燥装置 | 基づき実施している。 | の調達管理に | | - そ ガ 及び可燃性切り変換装飾目 - 8 の な 没確認定に放動を算動する | | | | |
| | | | 主要弁 | T46-F001A, B | 既設設備であり,当時の 基べき実施している。 | の調達管理に | | | | | | |
| | | | | T-16-F0034,B T48-F045~非常用ガス処理系空気乾燥装置 | 既設設備であり、当時 基づき実施している。 社 既設設備であり、当時 | の調達管理に | | 金 (#認対象部) 三 (#認対象部) (() () () | | | | |
| | 杰 | | | 人口配管合流点 非常用ガス処理系空気乾燥装置入口配管合 流点~非常用ガス処理系建築機 | 基づき実施している。 | | | ト記以外の原子伝統納協設の適会性確認対象設備ごとの調査に係る答理グレード及び実験(設備関係)については、会和4年9月28日付け 日付け原 | | | | |
| | 系 | 及び可燃性ガス濃度期仰 | 主配管 | 原子炉建屋内~非常用ガス処理系排風機入 口配管合流点 非常用ガス処理系排風機~非常用ガス処理 | 、 既設設備であり,当時(払づき実施している。 ・ ・ ・< | | | 原現現発第2209283 号にて説引された設計及び工事の計画から変更はない。 2209283 号に 2209283 号に | にて認 | | | |
| 馬力 | | | | 系フィルタ装置 非常用ガス処理系フィルタ装置へ非常用ガ ス処理系フィルタ装置出口配管合流点 | 基づき実施している。 取取収留であり、当時 基づき実施している。 | の調産管理に | | れた設計及 計画から変 | | | | |
| 力低減設備 原子炉 | | | | 非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合 流点~排気筒 | 基づき実施している。 | | | 計画から多 ことから, - | | | | |
| 炉格納施設の | | | 排風機 フィルター | 非常用ガス処理系排風機 非常用ガス処理系フィルタ装置 | 既設設備であり,当時の 基づき実施している。 既設設備であり,当時の | の調達管理に | | する。 | ·C •/日 | | | |
| 安全設備 | | | 加熱器 | 可德性ガス造房制御器再結合装置加熱器 | 基づき実施している。 既設設備であり、当時 基づぎ実施している。 | の調達管理に | | | | | | |
| | | | 安全弁及び進がし 弁 | T49-F007A, B | 既設設備であり,当時の 基づき実施している。 | の調達管理に | | | | | | |
| | of | | 土黄弁 | T49-F001A, B | 既設設備であり、当時: 基づき実施している。 既設設備であり、当時: | | | | | | | |
| | 可燃性ガマ | 放射性物質濃度制御設備 みび可燃性ガス適定知細 設備並びに格納容器再留 | | T49-F003A, B ドライウェル〜可燃性ガス濃度制御系再結 | 基づき実施している。 断設設備であり、当時 | の譲途管理に | | | | | | |
| | (濃度制御 | 設備並びに格納容器再留 環設備 | 主配管 | 合装置 可燃性ガス濃度制御系再結合装置~749- | 基づき実施している。 - 既設設備であり,当時 | | | | | | | |
| | 1 | | Bat PR | F003A_B T49-F003A_B~サブレッションチェンバ | 基づき実施している。 既設設備であり,当時の調達管理に サゴを実施している | | | | | | | |
| | | | プロワ | 可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロワ | 基づき実施している。 成成設備であり、当時 基づき実施している。 | の調道管理に | | | | | | |
| | | | | | | 再粘合装置 | 可燃性ガス濃度制御系再結合装置 | 振りき突縮している。 振設設備であり、当時の 基づき実施している。 | の調達管理に | | | |
| | 度抑制。 | 林村比物質濃度制御政備 及び可燃性ガス濃度制御 設備並びに格納容器再留 | 再結合装置 | 静的触媒式水素再结合装置 | I O | 0 | | 13 | | | | |
| | · 东 水 表 濃 | 型設備 1 | | | | | | | | | | |

非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B)の最高使用圧力に係る設計

1. 非常用ガス処理系主要弁に係る設計条件

非常用ガス処理系は,原子炉格納容器内再循環破断事故時を想定し,その機能を発揮する系統 である。本系統は,原子炉棟内での主蒸気管破断事故の場合でも耐圧部の破損がないように設計 している。

- 2. 最高使用圧力の考え方
- (1) 最高使用圧力の定義
- 【実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則】

(定義) 第二条 2項 42号

「最高使用圧力」とは、設置許可基準規則第二条第二項第三十八号に規定する最高使用圧力をいう。

【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】 (定義) 第二条 2項 38号

「最高使用圧力」とは、対象とする機器又は炉心支持構造物がその主たる機能を果たすべき運転 状態において受ける最高の圧力以上の圧力であって、設計上定めるものをいう。

【JSME 設計・建設規格 2005/2007】

(2) 非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B)の最高使用圧力の設定

非常用ガス処理系の排風機より上流側に位置する T46-F001A, B は,供用状態A である原子炉棟 内での主蒸気管破断事故の際であって排風機が起動する前の正圧と起動後に排風機の締切運転が 発生した場合に生じる可能性がある負圧を考慮し,設計上の配慮として負圧の最大値及び 正圧の 最大値を最高使用圧力として設定している。

排風機起動前は,主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力が正圧(弁の内から外へ作用する圧力) 側に作用するものとして13.7kPaを設定している。なお,開放端のあるライン上にある当該弁に は,本来,弁内外より同等の圧力が作用すると考えられるが,設計上,打ち消す方向の圧力は保 守的に考慮していない。弁に正圧が作用する場合のイメージを図1に示す。

排風機起動後は、主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力に加え排風機による負圧(弁の外から内 へ作用する圧力)が作用するものとして-23.5kPaを設定している。この場合、主蒸気管破断時の 原子炉棟内の圧力は排風機による負圧と同じ側に作用する圧力として設定する。弁に負圧が作用 する場合のイメージを図2に示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

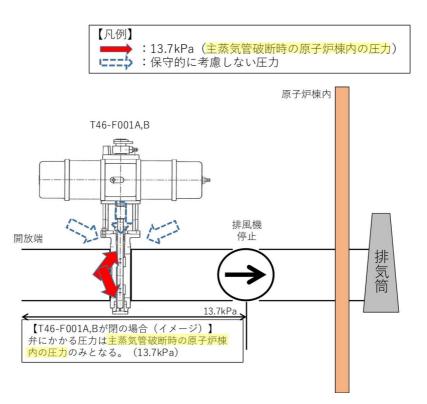


図1 排風機起動前に主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力が正圧側に作用した場合のイメージ

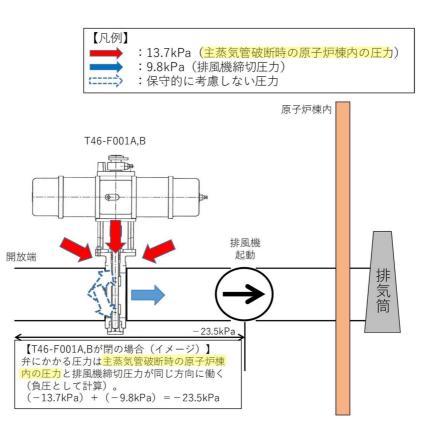


図2 排風機起動後に主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力が負圧側に作用した場合のイメージ

- 3. 最高使用圧力による非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B)強度評価について
 - (1) クラス2 弁の強度評価に関する設計上の配慮事項

クラス2弁の強度評価は、JSME 設計・建設規格 2005/2007 の VVC-3210 及び VVC-3310 に基づ き評価を実施している。一般的に弁箱は、厚肉円筒形又は球形に近い形状をしており、このよ うな形状の場合、弁箱に対して圧縮方向(負圧)より引張方向(正圧)の圧力が厳しくなるた め、正圧側の圧力を使用し評価を実施する。

(2) T46-F001A, Bの弁箱又は弁ふたの厚さ評価

T46-F001A, B は, 2.(2)で述べたとおり正圧及び負圧の圧力が作用することを想定した設計 となっている。弁箱又は弁ふたの厚さ評価において当該弁の正圧及び負圧の絶対値は,ともに 小さくこれらの圧力においては,JSME 設計・建設規格 2005/2007 の VVC-3210 により別表 3 の 呼び圧力(1.03MPa)の欄から弁箱及び弁ふたの計算上必要な厚さを選定している。なお,設計 条件としての最高使用圧力は,正圧又は負圧による評価結果に差がないため,形状上引張方向 (正圧)が当該弁に対して厳しい圧力であることから正圧側の 13.7kPa を最高使用圧力として 用い評価している。

(3) T46-F001A, Bのフランジ及びボルトの応力解析

T46-F001A, B は, 2. (2) で述べたとおり負圧及び正圧の圧力が作用することを想定した設計 となっている。フランジ及びボルトの評価は, JSME 設計・建設規格 2005/2007 の VVC-3310 に より評価式に圧力値を代入し許容値を超えないことを評価するため,設計条件として最高使用 圧力の 13.7kPa, -23.5kPa のうち絶対値が最大となる負圧側の絶対値である 23.5kPa を用いて 評価している。

4. まとめ

非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B)は、設計上の配慮として正圧及び負圧それぞれの最 高使用圧力を設定している。弁箱又は弁ふたの厚さ評価においては、JSME 設計・建設規格 2005/2007のVVC-3210において別表3から計算上必要な厚さを選定しており、形状から当該弁 に対して厳しい圧力である正圧側の圧力(13.7kPa)を記載している。フランジ及びボルトの評 価では、JSME 設計・建設規格2005/2007のVVC-3310により評価式に圧力値を代入し許容値を超 えないことを評価するため、設計条件として最高使用圧力の13.7kPa, -23.5kPaのうち絶対値が 最大となる負圧側の絶対値である23.5kPaを用いて評価している。

以上のとおり評価は,正圧の最大値及び負圧の最大値を用いて実施している。しかしながら, 要目表及び設定値根拠に関する説明書の最高使用圧力は,「-23.5~13.7(kPa)」と範囲を表す記 載になっていたため「13.7(kPa),-23.5(kPa)」へ記載を適正化する。